ATM でのキャッシュカードによる
1 日あたりのお引き出し額の引き下げについて

いつも埼玉縣信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

すでにご存じのことと思いますが、警察・銀行協会・金融庁・金融機関等を名乗り、キャッシュカードをだまし取り、ATM で現金を不正に出金するカード詐取被害が、特にご高齢者を中心に多く発生しております。

当金庫では、2017 年 5 月より、いわゆる「振り込め詐欺」による被害拡大を防止するため、70 歳以上、かつ過去 3 年間にキャッシュカードによる振込のご利用のないお客さまを対象にキャッシュカードによる振込のご利用を停止させていただいていますが、上記のような特殊詐欺に対してもお客さまが安心してお取引いただけるよう、ATM でのキャッシュカードによる 1 日あたりのお引き出し限度額の引き下げを実施いたします。

大変ご不便をおかけしますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応ですので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

■対象となるお客さま

当金庫のキャッシュカードをお持ちの 70 歳以上の個人※のお客さま。

※引き下げの対象となったお客さまには、事前に当金庫から払い戻し限度額引き下げについてのご案内をお送りいたします。

※すでに払い戻し限度額の変更をお届出いただいている場合でも、お客さまのご年齢が 70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳…(以降年齢加算 5 歳ごと)になられた時に払い戻し限度額引き下げの対象となります。

※個人事業主口座は、払い戻し限度額引き下げの対象外です。

■変更後のお引き出し限度額

ATM でのキャッシュカードによる 1 日あたりの払い戻し限度額を１０万円※といたします。

※当金庫の ATM および提携金融機関の ATM による現金払い戻しおよびカード振込、デビットカードのお取引にともなう払い戻しの限度額を、1 日 10 万円とさせていただきます。ただし、窓口取引や生体認証取引は、本引き下げの対象外です。

■変更日

２０２４年１月４日（木）

■お引き出し限度額変更のお手続き等について

➢払い戻し限度額の変更（10 万円への引き下げ）を希望しない場合は、ご案内通知に同封した返信用はがきにご署名のうえ、返信期限までに郵送ください。

➢限度額を超えるお引出しをする場合や、払い戻し限度額の変更（引き上げ）を希望される場合は、営業店窓口にて承ります。ご来店の際は、限度額を変更される口座のキャッシュカード・お届出印または写真つきのご本人確認書類をご持参くださいますようお願いいたします。

➢ご本人がご来店できない場合は専用の「委任状」をご用意しておりますので、営業店窓口までお声掛けください。

※詳しくは各営業店窓口までお問合せください。

埼玉縣信用金庫